

2022年2月通常会議 決議案に対する討論

2022年3月25日

立道 秀彦

私は、ただいま議題となっております

決議案第2号 市民のためにあるべき医療提供体制の確保を求める決議 について反対討論を行います。

今回の市立大津市民病院における複数の医師の退職の問題は、市民や患者をはじめ地域の医療機関などに大きな不安を与え、市域の医療提供体制にも多大な影響を及ぼす重大な事態であります。市立大津市民病院の責任は大きく、看過できるものではありません。

決議案の表題にもあるように、多くの市民や地域の医療機関などが求めている、市立大津市民病院の医療提供体制を確保することについては思いを同じくするところです。

ただ、市立大津市民病院は、その運営方法について市が方向性を決めて、議決を経て、2017年4月より地方独立行政法人に移行することになりました。病院の運営は、市が決めた中期目標を議会の議決を経て法人に示し、法人はこれに基づく中期計画をたて、市の認可を受け計画を実行して目標達成をめざすという仕組みとなりました。市も議会も事業運営に直接責任を負う立場ではなくなりましたが、中期計画に基づく取り組みにも、中期目標の達成にも責任があります。

そのため今般の複数の医師が退職する事態にあつて、市には、我々議会が議決した中期目標の達成、中期計画の実現に及ぼす影響と、その打開のための対応策を正確な情報のもとに示していただき、可能な限り影響を軽減するために、市立大津市民病院と連携して積極的な取り組みを行うことが求められており、決議にもそのことを盛り込む必要があると考えます。

その点を欠いた本決議案には賛同しかねるものです。

以上で討論を終わります。